

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 7 日

各 私 立 学 校 御 中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東日本大震災及び津波により被災した私立学校等施設の学校法人が実施する災害復旧事業に係る手続きについて

このことについて、平成 23 年 3 月 30 日付け事務連絡において、当面必要な内容及び事務の流れをお知らせしたところです。

今般、文部科学省より「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」の提供がありましたので、取り急ぎお知らせします。

つきましては、現地調査前施行工事などの参考とされるようお願いいたします。

【私学振興担当】

TEL 019-629-5041

FAX 019-629-5049

文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領

昭和45年11月12日
文管振第172号
改正 昭和59年11月2日
文高助第27号
改正 平成13年1月6日

第1 趣旨

文部科学省所管の私立学校施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 災害原因の調査

災害原因については、法第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害（以下「激甚災害」という。）による被害であるかどうかを確認するとともに、被災施設の原形及び被災状況を調査するものとする。

第3 災害復旧事業の対象となる施設

激甚災害により被害を受けた私立の学校（小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，高等専門学校，大学，盲学校，ろう学校，養護学校及び幼稚園とする。）の所有にかかる次に掲げるものをいう。

1 建物

当該学校の使用に供されている建物（教員住宅を除き、それ以外の建物に附属する電灯，電力，火災予知，火災報知，ガス，給排水等の附帯設備を含む。）

2 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物

3 土地

学校敷地，屋外運動場，実習地等の校地及び校地造成施設

4 設備

校具，教材，教具，机，椅子等の物品

第4 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不相当である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。

1 原形に復旧するとは被災前の位置に被災施設と形状，寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

2 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

一 原形の判定が可能な場合

(建物の補修又は建物以外の工作物の復旧)

- (1) 地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事

(土地の復旧)

- (2) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動のためその被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し、根継をする等、形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(その他)

- (3) 前各号に掲げるものに類する工事

二 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没し、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

- 3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事、又はこれに伴ない形状若しくは寸法を変更し若しくは材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

- (2) その他前号に掲げるものに類する工事

- 4 原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

一 建物の補修、工作物の復旧の場合

- (1) 主要構造部分が折損し、又は傾斜し、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等補強して施行する工事
- (2) 建築基準法、その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事
- (3) 被災施設の立地条件の悪化等により過去三回以上浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事
- (4) その他前各号に掲げるものに類する工事

二 土地の場合

- (1) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し、又は材質を改良して施行す

る必要最小限度の工事，排水工，山留工等を設けて施行する工事

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため，その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において，当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事

第5 復旧費算出の基礎

1 建物

(1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合の復旧費の算定は，全壊又は半壊の面積に第8の3に定める単位当たりの新築単価を乗じて得た額とする。

(2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合においては，当該補修に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

なお，再使用可能の残材があるときは，これを使用することとして復旧費を算出することとする。

2 建物以外の工作物

建物以外の工作物が被災した場合においては，その新築又は補修に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

3 土地

土地が被災した場合においては，その復旧に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

4 設備

設備が被災した場合においては，復旧に要する経費を基準計算額と特例計算額とに区分して算出する。

ア 基準計算額とは，児童等1人当たりの基準額に被災時の当該学校の児童等の数を乗じて得た額に建物の被害の程度の区分に応じた割合及び被災した建物を被害の程度ごとに区分した面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて得た額をいう。但し，実被害額が基準計算額を下廻るものについては，実被害額を基準計算額とみなす。

注：基準計算額算出は建物の被害の程度区分ごとに，次の算式によって得た金額の合計額である。

$$A \times B \times C \times D = X$$

A = 令別表第3に定める児童等1人当たりの基準額

B = 令別表第4により補正を行った後の被災時における児童等の数

C = 令別表第2に定める建物の被害程度ごとに区分した面積の全面積に対する割合

D = 令別表第2に定める建物の被害の程度の区分に応じた設備費の基準額に乗ずべき割合

イ 特例計算額とは，建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きいとき，又はその他特別の事由により基準計算額のみにより復旧費を算出することが著しく不適當と認められる場合において，次により算出した額をいう。

(ア) 船（ボート類を除く）

A 船が流失，沈没（引揚不能）又は全壊した等のため，新たに建造を要する場合においては別途指示する単価により算出した額

B 船が沈没して引揚を必要とする場合においては，引揚に要する経費

C 船が破損して補修又は補強を必要とする場合においては，補修又は補強に要する経費

(イ) 設備復旧費の算出の基礎となる建物の被害が令別表第2に定める「建物の被害の程度の区分」に該当しない場合において，設備のみの実被害額が60万円を超える場合には，実被害額を限度とする範囲内で復旧を必要とする額

(ウ) 基準計算額が実被害額以下となる場合において，基準計算額を超え実被害額までの額を限度とする範囲内で復旧を必要とする額。但し，本項の実被害額には船（ボート類を除く）の被害額は含まないものとする。

(エ) 大学（短期大学・高等専門学校を含む。）の設備復旧に要する経費は実被害額

第6 建物の被害区分

建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全壊

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し，新築して復旧する必要がある状態にあるもの

2 半壊

建物の主要構造部が被災し，補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの

3 補修（大破以下）

(1) 大破

建物の主要構造部が被災し，補強して復旧することが可能な状態にあるもの

(2) 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し，補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

第7 調査前施工工事

現地調査前においてすでに施行済み又は施行中の工事については，その工事が本工事の全部又は一部となるもののみを被害写真等により状況を確認して復旧費算出の対象とする。

この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が算定した復旧費を下廻るときは，精算額又は精算見込額をもって復旧費とする。

第8 調査事務取扱

1 調査の方法

(1) 文部科学省の調査に対して財務局，福岡財務支局又は沖縄総合事務局が立会するものとする。

(2) 調査は原則として実地にて行うものとするが，やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については，都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。この場合には，写真，設計書等により被災の事実，被災の程度等を十分検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

2 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは復旧工事費（本工事費， 附帯工事費及び設備費） および事務費の合計額とする。

(1) 復旧工事費

ア 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費， 材料費（材料の運搬費および保管料を含む。）及び用地費， 補償費， 土地の借料並びに機械器具損料， 営繕損料のほか諸経費（別表諸経費率）を含むものとする。

イ 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

ウ 設備費

教育活動を行う上に必要な校具， 教材， 机， 椅子等の費用とする。

(2) 事務費

令第37条第2項に規定する事務費は， 事業を施行するための事務に要する経費とする。

3 単価・歩掛り

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領に定める単価表・歩掛り表を準用する。

4 調査結果の報告

調査終了後5日以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし， 次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

(1) 災害復旧事業の採否について， 事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合

(2) 1校当たりの調査額が5, 000万円以上となる場合

第9 適用除外

1 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により， 被害の事実の確認できないものについては， 適用を除外とする。

2 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施行中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日（直営工事にあつては， 着工届等に記載された着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。）

別表

諸 経 費 率

区 分	率
建 物 新 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	1 5 %
土地復旧（校庭・コート類を含む。）	公共土木施設災害復旧工事に使用する率
工 作 物 復 旧	1 5 %
設 備 復 旧	0 %

文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項

昭和45年11月12日
45管振第18号
改正 昭和59年11月2日
59高助第2号
改正 平成13年1月6日

1 建物以外の工作物について

土地に固着した囲障，貯水池，水泳プール及び射場（これらに類する施設を含む。）並びにこれらの附属施設，野球及び庭球のバックネット，鉄棒，井戸，百葉箱，フレーム，ピット，スベリ台等のほか次の構造物をいう。

- (1) 自転車置場として作られたもので，現に自転車置場として使用されているもの（校舎，寄宿舍等の建物の内部を利用して設けられた自転車置場を除く。），温室，畜舎，（高等学校並びに盲学校，ろう学校及び養護学校の高等部の温室及び畜舎を除く。）等の簡易な小規模構造物
- (2) 柱と屋根のみで壁のない独立した構造物（例えば，相撲場上屋）
- (3) 内部の高さが2.0メートル以下の独立した構造物
- (4) 両面が壁（腰壁は壁でないものとみなす。）で囲まれていない吹き抜けの渡り廊下棟

2 校地造成施設について

土地のうち校地造成施設とは，崖地の土留擁壁，排水溝，排水路，側溝，法面芝，テニスコート等のコート類，トラック，フィールド，砂場，造園工作物（樹木は除く。）等をいう。

3 設備について

設備とは，例えば机，椅子，書棚，楽器，図書，視聴覚教育器具，各教育の授業に用いる諸機械，車両，用具（農業に関する学科に属する動物を含む。），給食調理機械器具，食器等をいう。なお，調査要領第3の4に掲記されている校具，教具，教材とは，上記の物品の使用目的からみた区分をいう。また設備の認定に当たっては，当該学校の備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。

なお，消耗品は含まない。

4 要領第8の2の(1)のイに規定する附帯工事のうち建物にあつては，下表に掲げるものが，その例である。

工事の種類	附帯工事に含めるもの	
電 灯 ・ 照 明 工 事 実験実習のための電力工事	左の工事 のための 電気配線 ，配管， 変圧器， 分電盤， 配電盤	差し込み口，取付照明器具，建築当初取付照明灯
給 水 工 事		給水管，給水栓，手洗，洗面等の取付器具，給水ポンプ，貯水槽，受水槽，さく井
排 水 工 事		排水管，トラップ，排水溜樹，犬走り側溝，排水ポンプ
衛 生 工 事		汚水管，トラップ，便器，し尿浄化槽，污水ポンプ
冷 暖 房 工 事		配管，ダクト，放熱器，ボイラー及び付属設備一式，冷凍機及び付属設備一式，煙道，煙突
ガ ス 工 事		ガス配管，諸コック
給 食 リ フ ト 工 事		給食リフト一式
防 火 ， 消 火 工 事	火災報知器，感知器，火災警報機，消火栓，ボックス一式及び消防署への直接連絡設備	
放 送 等 弱 電 工 事	室内スピーカー，電気時計	
避 雷 工 事	避雷針設備工事一式	

5 調査前施行工事について

調査前、応急的に施行された工事については、その工事が本工事の全部または一部となる場合に限り調査の対象とするものであり、施行部分についての所定の単価、歩掛りを用いて積算された額と精算額（施行中のものは精算見込額）とを比較し何れか少額のことを調査額とするものである。

6 建物の被害区分について

全壊とは建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用不能の状態または焼失、滅失した状態をいう。建物の主要構造部（柱、針、桁、小屋組、基礎、土台等）が被害を受け補強し使用できる状態を「大破」といい、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態を「半壊」として取り扱う。

すなわち、建物の主要構造部の損壊状態のうち補強して使用できるものは、補修（大破）として取扱い解体復旧を要するものは半壊として取扱うこととなる。壁、床、天井等部分的補修を行う程度の被害を受けた状態も補修（大破にいたらないもの）として取扱う。

7 共用施設について

イ 2以上の学校がそれぞれ同一敷地内に存する場合の共用施設の災害は、次により取扱うものとする。

(1) 著しく使用度（使用回数、使用日数）の高い場合は、使用度の高い学校へ含める。

（例）野球場、テニスコート等主として大学生の使用に供されているものは大学の施設とする。

(2) 使用度のみにより難い場合は、共用している学校の生徒数（利用生徒数が明らかな施設の場合は当該生徒数）により按分する。

（例）講堂、プール、塀、事務室、化学実験室等

（注）上記の取扱いにより一つの施設について、一部補助対象とならない部分があっても止むをえないものとする。

(3) 2以上の学校が共用する設備について、令第37条第3項の規定による設備費の算定は生徒数（利用生徒数が明らかな施設の場合は当該生徒数）の大なる一つの学校により算定するものとする。

ロ 学校およびそれ以外のものが共用している施設の災害は、それぞれの専用面積により按分する。

8 老朽、遊休施設について

老朽（腐朽して放置されているもの）、遊休施設については採択しないものとするが、対象外とした施設については、その状況を詳細に報告する。

9 臨時（仮）校舎について

本建築を行う予定があり、もしくは一時校舎として転用していた建物またはバラック建のものについては採択しない。仮校舎の判定が困難なものは仮調査額を算出し、保留として報告すること。

10 特殊施設について

国立、公立の学校に比して特殊な施設であり、学校教育上不可欠でないものについては採択しない。

（例）礼拝堂、迎賓館、乗用車、スクールバス等および附帯設備

11 令第37条第3項の別表および同条第4項において準用する令第34条第4項の協議について、令第37条第3項の別表3中、文部科学大臣が財務大臣と協議して定められたものとは、調査要領第5の4のイの(エ)を同条第4項において準用する令第34条第4項において文部科学大臣が財務大臣と協議して設備費の額を算定する場合とは、調査要領第5の4のイの(ア)、(イ)および(ウ)をいい、すでに調査前において包括協議をしたものである。